

平成29年第4回甲賀市教育委員会（臨時会）会議録

開催日時	平成29年3月7日（火） 午前9時10分から午前10時15分まで		
開催場所	甲賀市役所 甲南庁舎 1階 第1会議室		
出席委員	教育長	山下	由行
	教育長職務代理者	山田	喜一朗
	委員	藤田	正実
	委員	松山	顕子
事務局出席者	教育部長	福山	勝久
	次長（管理担当）	島田	俊明
	次長（指導担当）	松本	則之
	次長（人権教育担当）	藤村	與史雄
	次長（学校教育担当）	中村	康春
	次長（学校給食センター建設担当）	平井	茂治
	管理監兼こども未来課長	山元	正浩
	教育総務課長	山寄	吉未
	教育総務課長（教育環境整備担当）	伴	統子
	学校教育課長	岡根	富美代
	教育総務課総務企画係長	林	英明

報告事項は次のとおりである。

1. 報告事項

（1）山内学区幼保・小中学校再編検討協議会の状況報告について

2. 協議事項

- (1) 議案第5号 (仮称) 甲賀市西部学校給食センター建設予定地について
- (2) 議案第8号 臨時代理につき承認を求めることについて
(臨時代理第2号 平成29年第2回甲賀市議会定例会(3月)追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について)
- (3) 議案第9号 平成29年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について
- (4) 議案第10号 甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について
- (5) 議案第11号 甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について

◎教育委員会会議

[開会 午前9時10分]

管理担当次長 おはようございます。ただ今から平成29年第4回甲賀市教育委員会臨時会を開催させていただきます。

管理担当次長 開会にあたりまして、市民憲章の唱和を行いますので、皆様ご起立をお願いします。

(一同 市民憲章唱和)

管理担当次長 ありがとうございます。ご着席ください。

管理担当次長 それでは、山下教育長からご挨拶をいただきまして、議事の進行をお願いいたします。

教育長 みなさんおはようございます。平成29年第4回甲賀市教育委員会臨時会開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

一昨日3月5日は土の中で縮こまっていた虫が穴を開いて動き出す啓蟄の日でありました。一雨降るごとに気温があがってゆき、いよいよ春到来の感じ、「さあやるぞ」という気持ちが高まってきます。

先日、ある人が山本五十六氏の言葉を紹介されていまして。山本五十六は海軍軍人でありましたが、一説には誰よりも戦争に反対していた人だとも言われています。山本五十六は、私たちに大変貴重な言葉

を残しています。

「やって見せ 言って聞かせて させてみて ほめてやらねば 人は動かじ」という言葉を聞かれた方は多くおられると思います。私は、この言葉しか知りませんでした。実は続きの言葉がありました。それは、「話し合い 耳を傾け 承認し 任せてやらねば 人は育たず」更に「やっている 姿を感謝で見守って 信頼せねば 人は実らず」という言葉でした。部下の言葉に耳を傾け、任せ、見守り、信頼することは、人を育てる上で大切であると教えてくれています。仕事上のリーダーである皆さんには、この言葉を生かし、部下に対し、仕事の進め方を厳しく指導することと、ほめたり、任せたり、信頼することをうまくミックスしての指導をよろしくお願ひしたいと思います。

中学校におきましては、いよいよ公立高校の選抜試験が明日から始まります。私立高校の専願や公立高校の推薦・特色選抜等で既に進路を決めている生徒も数多くいる中ではありますが、明日が多くの生徒にとってこれまでの人生の中で最も緊張する日になることは間違いありません。当日子どもたちが自信を持って、また安心して受験できるように細かな配慮をし、万全の体制で対応するよう昨日の校長会で訓示をしたところです。

来週14日は中学校、17日は小学校の卒業式です。子どもたちは慣れ親しんだ学舎や、中学生であれば共に学んだ仲間との別れの時を迎えます。毎年のことではありますが、私はこの時期になると何か心が落ち着かず、寂しさを感じます。また、一生懸命関わってきた生徒が巣立っていく姿に、頼もしさを感じ喜ばしく思える瞬間です。教育委員の皆さまには各校の卒業式への出席をお願いしておりますが、どうか卒業していく子どもたちを激励の思いで見守ってやっていただきますよう、よろしくお願ひします。

現在、市議会の会期中であります。昨日で代表質問・一般質問が終了しました。この後、委員会が開催され3月24日で最終日を迎えます。今回の議会でも、多くの質問が教育委員会に対して出されまし

た。

中でも質問が多かったのが、新給食センターの建設についてでした。前回の委員会で見直しの方向性を決定いただきましたが、今回はその候補地に関してさらに一歩進んだご協議をお願いしたいと思っています。慎重な審議をよろしく申し上げます。

また、幼保・小中学校再編の件についても複数のご質問をいただきました。すでに、山内学区幼保・小中学校再編検討協議会での協議結果を受けて、山内小学校が3月31日をもって閉校となることが承認されました。教育委員会事務局では協議会の皆さまのご意見を賜りながら、3月26日の閉校式に向けて準備を進めております。そのほかにも数カ所で再編検討協議会を立ち上げ検討を始めていただいておりますが、事務局では他の地域においても検討協議会を開いていただくよう関係者に働きかけを行っているところです。

さらに、学力向上についての質問に対しては、昨年度の学力テストで一定平均点が向上してきていることを報告すると共に、さらに、しっかりと学力をつけていくための対策について答弁しました。私は、学力テストで平均点が向上することを目指しながらも、学力向上においては「自ら学ぶ力」を育成することが重要であるといつも言うております。様々な対応策の中でも、今、本市で進めております「こうか授業術5箇条」や「予習を大切にした家庭学習と授業の接続」の小中一貫した取組を、自信を持って進めていきたいと思っています。授業の受け方、家庭での予習復習の仕方等の学習習慣を徹底していく取組を、教育研究所や指導主事を中心に進めていきたいと思っています。

また、現場教職員の超過勤務軽減に関する質問がありました。部活動の休養日を必ず設けたり、定時退庁日を設定し実行することの他、働き方改革をすることが喫緊の課題であることが問われました。やらなければならない事が多すぎる、先生方は忙しすぎる。何を削るべきか、教育委員会も現場の管理職も一緒になって考えていきたい。教育委員会が現場に指示していることの整理もしなければならないと思っ

ています。

老朽化しつつある学校施設や社会教育施設の改修への要望もありました。これまでの計画を再度見直し、優先順位をつけて取り組んでいかなければならないと思っています。

議会の質疑の中で出されたその他多くの課題に対しても、教育委員会としてしっかりと対応していきたいと思っております。

さて、本日は委員会臨時会の終了後に委員協議会を持たせていただくとともに、学校現場に出かけていっての研修も計画をしております。どうぞよろしく申し上げます。

教育長 それでは次第に基づきまして、会議に入らせていただきます。

はじめに1. 報告事項(1) 山内学区幼保・小中学校再編検討協議会の状況報告について、資料1に基づき、説明をお願いします。

教育総務課長(教育環境整備担当) それでは、(1) 山内学区幼保・小中学校再編検討協議会の状況報告について、資料1に基づき報告させていただきます。

(以下、資料1により報告)

教育長 ただ今の(1) 山内学区幼保・小中学校再編検討協議会の状況報告について何かご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(1) 山内学区幼保・小中学校再編検討協議会の状況報告につきましては報告事項として終わらせていただきます。

教育長 続きまして、2. 協議事項に移らせていただきます。

(1) 議案第5号(仮称) 甲賀市西部学校給食センター建設予定地について、資料2に基づき、説明をお願いします。

学校給食センター建設担当次長 それでは(1) 議案第5号(仮称) 甲賀市西部学校給食センター建設予定地について、資料2に基づき、ご説明申し上げます。

(以下、資料2により説明)

教育長 ただ今の、(1) 議案第5号(仮称) 甲賀市西部学校給食センター建設予定地について、何かご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

委員 合併特例債期限内での整備と説明を受けているところですが、農業振興地域の解除は簡単にできるのですか。時間はどれくらいかかるのですか。

学校給食センター建設担当次長 農業振興地域の解除については、毎年、春と秋、具体的には4月末、10月末にとりまとめ、市役所庁内調整をし、県との協議、最終同意を得て、皆様に公告をして決定となり、通常の場合、最低6ヶ月が必要となります。また、優良農地については農業振興地域の解除はなかなか認められない状況です。

委員 周辺環境への影響についてあります。一定の配慮が必要というのは、特に、騒音や臭いだと思いますが具体的な基準や対策はあるのでしょうか。

学校給食センター建設担当次長 環境への影響については、委員のご指摘のとおり、騒音や臭いが考えられます。騒音の基準といたしましては、騒音指定区域の区分にもよりますが、基本的には、敷地の境界において、昼間の午前8時から午後6時までの間で、65デシベル～70デシベル以下の基準があります。臭いについては、悪臭防止法により規制されており、臭気の指数は、人の臭覚を用いた測定法で、臭いを感知する度合いを5段階に定め測定します。また、水質汚濁法、滋賀県公害防止条例などの届出が必要となります。一概には言えませんが、敷地面積が広く、周辺に他の建築物などがなければ、環境に対する影響は少なく、当然、対策に係る設備費用も削減することができます。

教育長 敷地が広ければ、対応は比較的厳しくはないということでしょうか。

学校給食センター建設担当次長 距離によって減衰していく形になります。例えば敷地境界線の近くに空調設備等の発生源を置くことによって、距離が短いと、敷地境界線で測定する音や臭気が下がりにくく、ある一定の距離が確保できれば、防音対策と脱臭装置を設置しなくても良いとい

うことになります。

委員 脱臭装置を設置することや風向きなどの対策はどの様になりますか。
学校給食センター建設担当次長 防音及び防臭対策については、建築設計の中で周辺環境への対策としての検討を行います。

委員 エリアの中に、浸水想定区域内の候補地が2箇所あります。日々、安全で安心な給食を提供しなくてはならない給食センターの場所としてはふさわしくないのではないのでしょうか。あわせて、地域防災計画に定められた炊き出し等を行い、避難所に供給する指定施設としての役割を果たせないのではないのでしょうか。

学校給食センター建設担当次長 委員のご指摘のとおり、浸水想定区域内につきましても、平成25年に滋賀県が公表した地先の安全度マップにもあります内水氾濫も想定に入れています。この状況で、給食センターを建設することは、好ましいことではないと考えます。今回は、法的要件だけでなく、先にご説明をさせていただきました距離的要件なども踏まえ、可能性の認められる場所を候補地として選定したもので、総合的な評価といたしましては、低い評価になると考えています。

教育長 浸水想定が1から2メートルというのは、具体的にはどのような基準ですか。

学校給食センター建設担当次長 前面道路を含めての浸水想定区域の場合は、孤立することもあります。宅地の高さを上げても対応できない。4番目の新城地域におきましては、前面道路が浸水想定区域から外れていまして道路まで盛土をすることによって解消されます。

教育長 そうしますと、新城地域は盛土で解消される、宇川地域は盛土では解消できないのですか。

学校給食センター建設担当次長 宇川地域につきましては南側が柚川、北側に野洲川があります。野洲川の堤防まで盛土をすれば解消されますが、エリア内のT字路になっている部分については、道路自体が冠水するので、孤立するような形になるのが現状です。

委員 災害の想定としては何が考えられますか。

学校給食センター建設担当次長 風水害、地震災害を想定しています。そうした中で、水害だけでなく土砂災害もあると思いますが、この4箇所については危険箇所からは外れています。地震災害についても、断層は含まれていません。災害時に十分対応できる熱源を確保し、炊き出しができる施設を完備したセンターの建設を考えています。

教育長 他にご意見、ご質問等ございませんか。

教育長職務代理者 今までの説明を聞いて、それぞれメリット、デメリットがあることを理解したところです。そこで、候補地選定にあたって、各エリアの中で、もう少し詳しく、宅地化できそうな土地を考えていただきたいと思います。また、最終の判断をするには整備の費用も判定する重要な要素であると考えます。よって、本日、結論を出すにはデータが十分ではないと思いますので、事務局より概算費用もお示しいただき、さらに継続して慎重に選定することを提案いたしますがいかがでしょうか。

教育長 ただ今、教育長職務代理者から概算費用も含めて詳細な内容を提示していただき、慎重な選定に期するため、継続審議をする旨のご提案がありました。みなさまいかがでしょうか。

委員 今、提案がありましたとおり、費用も含め、深く掘り下げた検討が必要だと思います。

委員 私も、あらゆる角度からの比較検討が必要と考えますので、継続しての審議が賢明であると思います。

委員 できましたら、候補地については、必要に応じて、現場確認も必要かと思います。そういうことから、継続して審議をしていくことを望みます。

教育長 ありがとうございます。ただいま説明をいただいたわけですが、費用面、また、候補地に出向いての現場確認を踏まえた中で、更に慎重に継続して審議をすすめていくことよろしいでしょうか。

(全委員 同意)

教育長 それでは、全委員の賛同をいただきましたので、(1)議案第5号(仮

称) 甲賀市西部学校給食センター建設予定地について、継続して審議をしていくということにいたします。

教育長 続きます、(2) 議案第 8 号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第 2 号平成 29 年第 2 回甲賀市議会定例会(3 月)追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について)、資料 3 に基づき、説明をお願いします。

教育部長 それでは(2) 議案第 8 号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第 2 号平成 29 年第 2 回甲賀市議会定例会(3 月)追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について)、資料 3 に基づき、その提案理由を申し上げます。

(以下、資料 3 により説明)

教育長 ただ今の、(2) 議案第 8 号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第 2 号平成 29 年第 2 回甲賀市議会定例会(3 月)追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について)、何かご意見、ご質問等ございませんか。

(全委員 質問等なし)

教育長 特にご意見、ご質問等ございませんので、(2) 議案第 8 号臨時代理につき承認を求めることについて(臨時代理第 2 号平成 29 年第 2 回甲賀市議会定例会(3 月)追加提出議案に係る教育委員会の意見聴取について)は、原案のとおり、承認することとします。

教育長 次に、(3) 議案第 9 号平成 29 年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申についての議事に移らせていただきます。

教育長職務代理者 (3) 議案第 9 号平成 29 年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申については、人事に関することとありますことから、非公開とすることを提案します。

教育長 ただ今、教育長職務代理者から(3) 議案第 9 号平成 29 年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について、非公開とする動議がありましたので、採決に入ります。(3) 議案第 9 号平成 29 年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について、非公開とすることについて、賛成

の委員は挙手を願います。

委員

<挙手全員>

教育長

挙手全員であります。

よって、甲賀市教育委員会会議規則第7条により当該議案の審議は非公開とすることに決定いたしました。

では、非公開による審議に入りますので、教育委員、所管次長、課長以外は、一旦ご退席ください。

(関係者以外退出)

(非公開の議事開始)

以下の議事については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項及び甲賀市教育委員会会議規則第7条の規定により非公開

議案第9号平成29年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申について

(非公開の議事終了・退席者入室)

教育長

では、会議を再開します。

先ほどの(3)議案第9号平成29年度甲賀市立学校管理教職員人事の内申については、原案のとおり、可決しましたことを報告いたします。

教育長

それでは引き続きまして、追加提出案件が出ておりますので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

教育長

追加提出案件の協議事項(4)議案第10号甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、及び(5)議案第11号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定につきましては関連がありますので一括して説明をお願いいたします。

学校教育課長

それでは(4)議案第10号甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、及び(5)議案第11号甲賀市児童生徒

通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定につきまして、資料5及び資料6に基づき、提案理由を申し上げます。

(以下、資料5及び資料6により説明)

教育長 　　ただ今の(4)議案第10号甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、及び(5)議案第11号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について、何かご意見、ご質問等がございましたらお願いします。

委員 　　甲賀町の栢坂と鹿深台を加えているのはどういうことですか。

学校教育課長 　この2地区につきましては、従前の地名のままであり、今回の改正の際に修正いたしました。

教育長 　　その他、ご意見ご質問等ございませんでしょうか。

(全委員 質問等なし)

教育長 　　特にご意見、ご質問等ございませんので、(4)議案第10号甲賀市立学校通学区域規則の一部を改正する規則の制定について、並びに(5)議案第11号甲賀市児童生徒通学費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定については原案のとおり可決することとします。

教育長 　　それでは、皆様のご協力を持ちまして全ての案件が終了しました。以上をもちまして、平成29年第4回甲賀市教育委員会臨時会を閉会とさせていただきます。

[閉会 午前10時15分]